

令和 6 年度第 3 回郡山市廃棄物減量等推進審議会 議事録	
日時	令和 6 年 3 月 24 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分
会場	郡山市立中央公民館 1 階 多目的ホール
出席者	（出席委員 12 名） 中野和典会長、堀川紀房副会長、沼田大輔委員、影山敏宏委員、佐藤正樹委員、小野広司委員、菅野良子委員、鈴木光二委員、関根英樹委員、柳田栄喜委員、菅家伸一委員、平田千春委員 （欠席委員 8 名） 源川博久委員、大槻礼子委員、小林清美委員、小林裕子委員、中山可那子委員、伴多恵子委員、藤原賢一委員、吉田眞希子委員 （事務局） 伊坂環境部長、大越環境部次長兼環境政策課長、大内 5 R 推進課長、佐藤資源循環課長、柳沼 5 R 推進課長補佐、菊池資源循環課長補佐、横山主任主査兼ごみ減量推進係長、佐藤主任主査兼 5 R 推進係長、加藤サーキュラー推進係長、古室指導係主任、槻田ごみ減量推進係主任
内容	1 開会 2 あいさつ 3 報告事項 （1）郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の改正について （2）令和 7 年度の事業について （3）次期河内クリーンセンター整備事業に係る基本構想について （4）適正なごみの搬入確認について 4 その他 （1）郡山市議会「ごみの減量化対策特別委員会」から提出を受けた『ごみの減量化に向けた提言書』について （2）猪苗代湖のラムサール条約湿地登録について 5 閉会
1 開会	
事務局 柳沼補佐	これより、令和 6 年度第 3 回郡山市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。 はじめに、会議の成立について報告いたします。郡山市廃棄物減量等推進審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、本審議会は委員の過半数が出席しなければ開くことができませんとありますが、委員 20 名のうち 12 名が出席しておりますので、この会議が成立することを報告いたします。

	なお、本日の欠席議員は、源川博久委員、大槻礼子委員、小林清美委員、小林裕子委員、中山可那子委員、伴多恵子委員、藤原賢一委員、吉田眞希子委員です。 また、会議の公開については、昨年度第1回の会議で公開することとしておりますので公開といたしますが、本日の傍聴者はありません。
2 あいさつ	
事務局 柳沼補佐	次に、郡山市環境部長の伊坂よりご挨拶申し上げます。
伊坂部長 挨拶	本日は年度末の大変お忙しい中、ご参集いただき誠に有難うございます。 各審議員におかれましては市政各般にわたり常日頃からご支援とご協力いただいておりますことに感謝をお申し上げます 本日の審議会は1年以上にわたり慎重な審議をお願いしてまいりましたごみの搬入手数料の改定及び併せ産廃の受け入れ見直しについて12月26日に審議会を代表して会長副会長より答申をいただきました。 それに基づいて3月市議会定例会に条例改正案を提案したところ全会一致で可決となりそのご報告と、令和7年度当初予算も可決となったことから、ごみの減量の主要事業について後程担当からご説明申し上げます。 老朽化が著しい次期河内クリーンセンターの再整備に着手しております。 また市議会で特別委員会がありましてごみに関する提言書も頂いておりますので審議会においてはその概要についてもお報告いたしたいと考えております。 各委員の忌憚のないご意見をお願いいたしまして簡単ではございますが私からの挨拶をさせていただきます
事務局 柳沼補佐	次に、審議事項に入ります。進行につきましては、郡山市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第1項の規定により、中野会長に議長をお願いいたします。
3 報告事項	
(1) 郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の改正について	
中野議長	それでは審議を進めさせていただきます 今日は協議事項ありません。 報告事項の1番目、郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の改正について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 佐藤課長	(資料 1 ページを説明。)
中野議長	ただいま事務局からの説明がございましたが、皆さんからご質問等ありましたらお願いいたします。 特にないかと思いますのでよろしいでしょうか。
(2) 令和 7 年度の事業について	
中野議長	それでは 2 番目に入ります。 令和 7 年度の事業について事務局からお願いいたします。
事務局 大内課長 佐藤課長	(資料 2 ～ 6 ページを説明。)
中野議長	ただいま令和 7 年度の事業についてご説明ございました。これらについて委員の皆様から質問があればお願いいたします。
沼田委員	2 ページ目に廃棄物の不法投棄・不適正処理の監視指導事業というのがあるのですが、不適正処理っていうのは何でしょうか。
事務局 大内課長	不適正処理というのはどういうものかということでございますが、ごみにつきましては皆様ご存じのように、生活系と事業系に分かれいまして、事業系のものを家庭系と同じように処理することや、産業廃棄物を本来であれば委託契約を結んで、適正に処理しなければいけないものを適正な処理をせずに一般廃棄物と同様の形で処理したものなどを不適正処理と呼んでおります。
沼田委員	はい分かりました。 次に 2 点目ですが、リユーススポット事業を非常にしっかり展開されていて素晴らしい事業と私は思っています。 来年度も本年度とほぼ同じ事業を実施するように見えるのですが、より発展させる形を考えてもらえたらいいのではと思いますが、どういう発展の方向を考えていますか。 環境省ではリユースを進めるためのロードマップを来年度に作り、再来年度から本格的にそのロードマップに従って進んでいこうという方向にあり、その参考資料として今回の郡山市でのリユーススポット事業の情報も入っていますが、そのロードマップなどを意識しながらこのリユーススポット設置事業を展開していってもらうと、より意義があると思いました。
事務局 大内課長	リユーススポットにつきまして今年度は環境省のモデル事業として採択されたという経緯がございます。 最近環境省におきましては衣類のリユースに大変力を入れているということもありまして、実際に今年度設置したリユーススポットで

	も大量の衣類のリユースがされ、リサイクルされたということを現状も踏まえまして、学生服や大学生の卒業時に引っ越しで出る大量の家具類などについても、広く事業を展開できればと考えておりますが、詳細が決まっておりませんので今後検討してまいりたいと考えてます。
沼田委員	学生服も含めるというのは他の実証事業でもあるので参考にされるとよいと思った。引っ越しは3月にだいたい行われるので、行政の事業としては大変ではと思うので、その辺の立て付けをよく考えられるとよいと思いました。 最後に全体として令和7年度の事業を見ていると、住民の方に関係するものが少ないのではと思いました。 クリーンセンターの搬入料金や、適正処理は、事業者に関することが多いなど。 リチウムイオンや食品ロスの話は住民に関わるものの、毎日リチウムイオン電池が出るわけではなく、食品ロス削減事業は2023年から行って2.6トンで、生ごみ処理機も一部の方に関係する話で、ごみ発電グリーン電力証書事業は行政の中での話だったりすると思います。 郡山市の市民の方に関わるような話が直接的には少ないかもしれないので、もう少し住民の方に関わることを意識して進めていく必要があるのではと思います。 特に中核市で1人1日あたりごみが一番多いという現状があるわけで、住民の方がより関係するように意識して事業を見直される方がよいと思いました。
事務局 伊坂部長	当初予算についてはいわゆる市長選の関係で骨格予算でありますので委員のご意見も踏まえてまいります。 この資料には新規事業や拡充事業をメインに記載しておりますので、市民への啓発、意識醸成の手法という項目についてはかなり問題意識を持っていまして、子どもの頃からの環境教育など十分問題意識を持って検討してまいりたいと思います。
中野議長	他にはいかがでしょうか。 私の方で教えていただきたいのがグリーン電力証書事業ではグリーン電力証書でその後売却できるというのは分かったんですけど、ペットボトルのB to B事業の歳入の仕組みを教えてください。
事務局 佐藤課長	ペットボトルは現在も容器包装リサイクル協会に引き取っていただいて対価を郡山市で得ております。 今回その総量の一部をB to Bの事業展開している飲料水メーカー等を入札で選ぶ事業でございます 金額的には相場がございまして、その時期によって金額の上り下が

	りがあるんですけども、B to B 事業に回せる量から換算すると約 539 万円は歳入として得られるのかなと考えているところです。
中野議長	二酸化炭素 60%を削減と書いてあってその削減した分をカーボンクレジットにするのは難しいんですか。 そもそもカーボンクレジットの制度の中でこういうものも適用可能なのでしょうか。
事務局 佐藤課長	カーボンクレジットに適用できるかどうかは確認しておりませんでした。ただ全体的な流れとしては、今は石油燃料と混ぜて繊維とかにリサイクルしていたものが、ペットボトルがペットボトルに変わるということで、郡山市から出る二酸化炭素が削減できるという効果は見込めると思われます。 グリーン電力証書と違いまして、B to B に回したからこれだけ減りますよっていう明確な数字は出せないと認識しております。
中野議長	ありがとうございます もう一つはグリーン電力証書の方はバイオマス発電したのに対してどういう仕組みで証明しているのですか。
事務局 佐藤課長	まずクリーンセンターのごみ発電がバイオマス発電かどうかというのを認証してくれる機関がございます。そこで定期的にごみの量等を調べまして、バイオマス発電に該当するかどうかというのを認証いたします。 今も郡山市は余剰電力を東北電力に売電しておりますが、それ以外にバイオマス発電という環境価値がそこで認証を得られれば、それをグリーン電力証書として売却するような形になります。
中野議長	県内初ということで先進的な取り組みで非常に評価するべきなんですけど、一方でごみをたくさん燃やしちゃうという危険性があるんですけどどう考えるのかですかね 私もこれは質問というよりは新しい試みなのでぜひ興味を持っていただきたいと思う一方、たくさん燃やす必要もあるので注意すべきだなということでございます。
菅家委員	歳入がある新事業ということでぜひ拡大してほしいなと思いました。住民とのかかわりや環境教育という話も出ましたが、具体的に小学校の低学年でもごみの勉強をする時間が大切だったんですね。 日本は曖昧でリサイクルの中でサーマルリサイクルって燃やしてもサイクルだよって言うんですけど、次の段階としてはマテリアルとケミカルをどういうふうにするかが大事なのかなと思います。
事務局 大内課長	現在小学校 4 年生が環境教育でごみの勉強をしています。その中で当課の職員が小学校まで出向きまして、実際に郡山市のごみの量はこれぐらいの量で、中核市平均がこれぐらいの重さですという体験をしたり、ペットボトルの分別を実際に子供やらせてもらう授業をおこなっ

	ておりまして、今後も教育委員会と連携して、十分な知識と意識を持っていただくような形で事業を進めていきたいと思いをします。
事務局 伊坂部長	学習施設というのが富久山クリーンセンターにあって、少し見直しをする予定なので、そういうのを活用しながら、子どもたちの環境教育を進めてまいりたいと思いをします。 あとケミカルマテリアルというお話がありましたが、今年度から資源循環課を市で作りまして、初めての予算を計上して焼却灰再資源化事業をスモールスタートにはなりますが実施します。今後もさまざまな可能性については研究してまいりたいと考えております。
菅野委員	バイオマス発電について認定されたと説明があったのですが、全体的に認定されているということですか。
事務局 佐藤課長	ごみの比率でいうと生ごみ等が 50%以上あればバイオマス発電ということになります。今も 1 年間通年で全て 50%を超えているわけではなく、1 か月くらい割っている月がございます。
沼田委員	まるで生ごみを出せば出すほどグリーン電力証書がもらえるというふうに聞こえるんですけど、むしろ生ごみを少なくする方向で、バイオマスはバイオマスだけで分けて認定証書を発行した方がいいと思うのですが、ちょっと逆行しているように聞こえてきましたがいかがですか。
事務局 佐藤課長	グリーン電力証書を始めるからごみをどんどん出してくださいではなくて、今クリーンセンターで受け入れているごみを分別してリサイクルに回せるものや汚れを全部取り除いていただければ、結果的に残ってくるものは燃えるごみの中でも、生ごみの比率的に上がっていきますので、決してこの事業を始めるためにごみとして全て出してくださいというわけではありません。 あくまでごみ減量の政策の中の一つとして取り組んでいくという認識であります。
沼田委員	別の事業では生ごみを乾燥させるのに補助金を出したり、生ごみをできるだけ出さないようにしましょうといっているのに、生ごみを出してもらったらその分だけ割合が増えてグリーン電力になりますだと、ちぐはぐになっている可能性がありますけどいかがでしょうか。
事務局 伊坂部長	生ごみに焦点を当ててしまったんですが、バイオマス発電というのは自然由来のものということなので、例えば紙は木からできていますのでこれもバイオマスです。 生ごみだけがバイオマス発電ではなくていわゆる自然から生まれ商品になったものも全てバイオマスなので、生ごみだけで発電しているということではありません。

沼田委員	一方で紙は資源ですよ。だから紙を燃えるごみで燃やしていいってわけでは決していない。紙はちゃんと資源に出してください、生ごみはちゃんとたい肥化してください、とするとグリーン電力証書がもらえるごみが減っていくということになりませんか。
事務局 佐藤課長	このグリーン電力証書はあくまでごみ減量の政策を前提にしながら減っていく中で残ったごみがバイオマス発電という扱いに該当するだろうということで取り組む事業でございます。
沼田委員	やはり理解にしにくいなと思います。住民が頑張っただけで分別するほどグリーン電力証書をもらえなくなるっていう構造は基本的には変わらないっていうふうに聞こえますけれども。 今、燃やしてしまっているんだからそこからもらえるグリーン電力証書を売却益とするのは事業として望ましいと思いますけど、目指すべき方向としては、やっぱり生ごみや紙はちゃんと分別して、それでもどうしても残ってしまうものでグリーン電力証書が得られるぐらいの位置づけだいいと思います。 いきなりグリーン電力証書っていうのはどうなんだろう。住民が分別すればするほどグリーン電力証書が減ってしまう風に見える。
事務局 佐藤課長	後ほど説明する項目にもございますが展開検査をやりますと、やはり燃えないごみやプラスチック系のごみが相当含まれておりますのでこういったものをごみ減量政策の中でどんどん分別していただいて、残っているもので最終的には分別できない紙のごみ、生ごみ、選定枝や草などが最終的に残っていくのかなと思いますので、残ったごみがバイオマス発電に位置づけられて、発電した電力の環境価値をグリーン電力証書として取り組んでいきたいというのが目的でございます。 繰り返しではありますが電力発電するためにごみをどんどん出してくださいという流れではございません。
沼田委員	説明が非常に難しいですね。さらに分別の話があまり事業の中に入っていないので、分別を一生懸命やってください、その上でどうしようもないものはグリーン電力証書としてできるだけ市民にお返ししますのっていう立て付けで説明をしていただく必要があるのかなと思います。 そういう意味で分別を促進するということで、福島市では開封調査までやるんですけど、そういうごみの分別を徹底させるというのをしっかり事業として打ち出してからこの事業ではないかなと私は思いますが。
事務局 佐藤課長	市民の方に分かりやすい事業として取り組んでまいりたいと考えております。

中野議長	他にいかがでしょうか。
柳田委員	事業所からリチウムイオン電池の出し方について問い合わせがあります。 また、グリーン電力証書などもありましたけど、私の会社ではリサイクルに取り組んでいて、ただどうしてもリサイクルができないものもありますので選別して、それは最終処分場をお願いしています。先ほど聞いていてリサイクル率を上げたいのか、電力が欲しいんだかわからなかった。 去年逢瀬中学校で講演しましたが、SDGs を本気になって考えているのは子どもや親御さんでした。
事務局 大内課長	リチウムイオン電池は事業所から出されるものではなく、あくまで生活系の収集であります。
事務局 伊坂部長	我々もいろんなアプローチを考えているのですが、何十年もなかなか変わらないものが子どもたちから言われて変わるという部分も多いという意見もいただいていますので、まず子どもたちへしっかりと伝える。併せて啓発事業等についても今後もしっかりやっていきたいと考えております。 あとリチウムイオン電池につきましては市民の方からかなり要望をいただいております、電気屋さんに持って行っても受け取ってもらえなかったり、新品を買わないといけなかったり、どうしたらいいかと問い合わせいただいております。 去年も清掃車が燃えたケースがあって、非常によろしくない傾向が続いていましたので、行政が集めましょうということで決めたということでございます。
(3) 次期河内クリーンセンター整備事業に係る基本構想について	
事務局 佐藤課長	(資料 7 ページを説明。)
中野議長	ただいま次期河内クリーンセンター整備事業に係る基本構想のご説明がございました。これらについて委員の皆様から質問があればお願いいたします。
沼田委員	施設規模のところの指標の見方がわからないのと、参考の 1 施設体制とした場合という数字の意味がわからないので教えていただけますか。
事務局 佐藤課長	参考の 1 施設体制というのは河内クリーンセンターと富久山クリーンセンターを集約した場合です。1 つの焼却施設とした場合、374 トンから最大で 429 トンぐらいの規模になります。

	次の目標達成値というのは、ごみの排出量を郡山市で目標を立てておりますが、1人当たりの排出量を計画通り達成しますと、1日当たり843グラム、これが達成できないままいってしまうと969グラムになっております。それに人口を掛け合わせますと、最小で160トン、最大で213トンの規模になるという表でございます。
沼田委員	1施設にすると目標を達成したとしても処理できないという理解でよろしいでしょうか。1日843グラムでも2施設合わせて460トンの処理能力がないと処理できないので2施設は必要だということでもよろしいでしょうか。 つまり下の表で目標達成時の数を見ると2つ合わせると460トンに見えるので、本来集約ができるなら一つにした方がいいと思いますけど、それだと429トンまでしか処理できないので、新河内クリーンセンターを作らざるを得ないというふうに思ったわけです。
事務局 伊坂部長	富久山をやめて河内に新しく作るときは、大体374トンから429トンの規模にしなければならないという意味でございます。 富久山を300トンから129トンをオーバーする分を河内で処理するというのではなくて、富久山もいずれ老朽化しますので、その際にやめるという前提で河内に一つだけ作る場合には400トン进行处理できる施設が必要という意味でご理解いただければと思います。
沼田委員	ちなみにこの新施設規模213トンというのは目標未達成時に富久山があるという前提ですね。 カーボンニュートラルと書いてあるんですが、ごみの減量もカーボンニュートラルに繋がります。この施設の話だけでなくさっきの報告事項の方にも関係するんですが、それぞれの取り組みがいずれもカーボンニュートラルにつながっているということを意識したほうがいいんじゃないかなと思います。実はいろんな産業への波及を考えると関係して繋がっているんで、もう少しカーボンニュートラルを施設整備以外のところも含めて、より広く進めていただくとよろしいんじゃないかなと思います。
中野議長	この参考資料は人口の話もついていたのでややこしいかもしれませんが、何年の人口を前提としたのか詳細に書いて数字の根拠があってもいいかなと思います。 いろいろな前提があるのでなかなか数字の見方は難しいというふうに思います 他には何でしょうか
菅家委員	ごみを未利用資源として、バイオマス発電など先進地を調査して歳入を得るような施設として考えてほしい。

事務局 佐藤課長	河内クリーンセンターや富久山クリーンセンター、どちらも焼却時に発電をしてそこで得られた余剰電力については東北電力に売電をしておりますが、引き続き新しい河内クリーンセンターでも単純な売電だけではなく、熱等を利用できないかということで最新の情報を踏まえながら決めていきたいと考えております。
事務局 伊坂部長	今年度視察した浜松市や町田市などで色んな取り組みが広がっていますので、ごみ処理施設は単にごみ焼却だけじゃないというところがあります。カーボンニュートラルの取り組みもごみ処理施設でやっているというのが出てまいりましたのでいろいろ先進地等調査をして取り入れてまいります。
佐藤委員	施設規模の点で、例えば水道事業とかいろんなところで広域化している事業があってそれで周辺自治体とコストを下げたという事例がありました。周辺自治体から受け入れるという考えはなかったのでしょうか。
事務局 伊坂部長	やはりごみ焼却施設は多額な費用がかかるということで、バブル時代に多くが作られ各市町村の方でも更新を迎えています。 現実に周辺から郡山市に対して受け入れ依頼がありますが、市は市民のごみを優先的に処理して、その間で受けられるものはこれまでも受け入れてまいりました。 今後もそのような状況になればケースバイケースで対応して、周辺市町村が更新時期で困っている時には出来る範囲で今後も協力していきます。 東日本大震災福島第一原子力発電所事故では、郡山市も多大な損害を受けまして大量のごみが発生しました。周辺及び県外にもかなり受け入れてもらったという事実がありますので、そういうことを踏まえて、災害時にできる範囲で協力はしていきたいという思いもありまして、2施設体制を維持することとしたところであります。それがメインではないですが様々な議論の中で先ほど言った周辺市町村のこと、あるいは県外の災害の際にできるだけ郡山市も協力していきたいと考えております。
(4) 適正なごみの搬入確認について	
事務局 佐藤課長	(資料8～9ページを説明。)
菅家委員	展開検査をどのくらいの回数をどのくらいのペースでやるとかある程度説明があったほうが今後のためになるのかなと思いました。
事務局 佐藤課長	今年度は後半から毎月1回実施しております。来年度以降は各クリーンセンターで独自に実施できるような形を作っていきたいと考え

	ておりまして、最低でも月に１回は実施していきたいと考えております。展開検査装置が入りますと、その都度検査が可能になりますのでもっと頻度を上げてやっていきたいと考えております。
沼田委員	９ページの表が検査台数と違反台数がほぼ同じ数字が並んでいるというのはどの車両もみんな違反をしているということでしょうか。 結構深刻な状況だなと私は思いますけれども、これについてここに書かれている対応で十分なんではないでしょうか。「排出元が判明した場合、返却する場合もある」ということでそれぐらい厳しい措置をとったのか、どうなんではないでしょうか。
事務局 佐藤課長	明らかに産業廃棄物等が入っていた場合はそのままお持ち帰りいただいているのが現状でございます。さらにその違反ごみの排出事業者が確定できた場合は、事業者を訪問して事情聴取しながら丁寧に説明しております。
沼田委員	この違反台数はいろんな違反があるので種類別に分けてどう対応してあるのか出していただきたい。 この中にはいろんな違反があるんだなと伺っていて思いました。
菅野委員	展開検査はとても大変な仕事だと思っておりまして、ただすごい違反率が高すぎるので、悪質な方や無意識に出してしまっている方達もいると思うので、企業とかその集団の教育を徹底するチームを別に作った方が職員なども働くときに辛くないと思います。
事務局 伊坂部長	事業系のごみについては非常に問題だと思ってまして特に郡山市は事業系ごみ他中核市と比べる場合は圧倒的に多いという特徴があります。そこに手をつけなければということで、クリーンセンターで強化しているところですが、事業所の指導や協力依頼も含めて事業所を訪問するための人員増をお願いしてます。 事業所訪問で少しでも減らせるなら積極的にやっていきたいと思っております。
４ その他	
(１) 郡山市議会「ごみの減量化対策特別委員会」から提出を受けた『ごみの減量化に向けた提言書』について	
事務局 伊坂部長	(資料２を説明。)
(２) 猪苗代湖のラムサール条約湿地登録について	
事務局 大越次長	(資料３を説明。)
中野議長	他になければ、本日の議事は終了となります。皆様のご協力に感謝いたしまして、議長の職を解かせていただきます。
５ 閉会	

事務局 柳沼補佐	中野会長、ありがとうございました。以上で、令和6年度第3回郡山市廃棄物減量等推進審議会を終了します。
-------------	--